

だい
第17集
しゅう

すてきなまちに

さべつらくがじけんまな
～差別落書き事件に学ぶ～



2020年度人権作品

やすしやすしきょういくいいんかい
野洲小2年 ふじたことえ
藤田琴絵さんの作品

やすし やすしきょういくいいんかい
野洲市・野洲市教育委員会・野洲市人権啓発推進協議会

ねんれいわねんがつはつこう
2021年(令和3年)3月発行

はじめに

2016年(平成28年)12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。この法律に明記されているように、私たちは現在もなお部落差別が存在する現実を受け止め、様々な研修をとおして、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現していかなければなりません。

野洲市においては、人権を大切にする、差別のないまちづくりに向け、様々な取組を進めていますが、近年も差別落書き事件が起こっている現実があります。私たちは、このような人権侵害にどう向き合い、どう解決していくべきでしょうか。

『すてきなまちに』第17集では、こうした事例を掲載し、市民の皆様に気づき考えていただけた内容として編集しました。ぜひ、ご一読いただきとともに、研修等にご活用ください。

2021年(令和3年)3月

もくじ

差別落書き事件に学ぶ 1~6

2020年度(令和2年度)人権尊重をめざす人権作品紹介 7~10

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもっている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

さべつらくがじけんまな 差別落書き事件に学ぶ

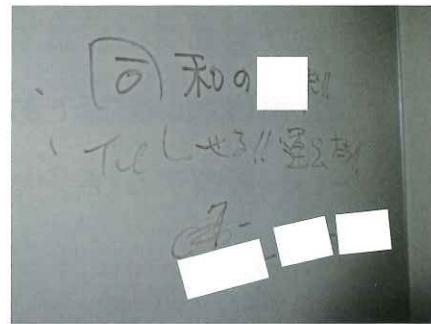
1. 2つの差別落書き事件

(1)三上山登山者用公衆トイレにおける差別落書き事件

2016年(平成28年)2月28日午後8時頃、三上山登山者用公衆トイレ(男子用)の壁面に、「同和の〇〇だ!! Telせる!! 運公たち!! ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇」(大きさ:縦約30cm、横約60cm)という差別落書きが発見されました。

*この事件から見えてくること

①現場は、三上山登山者、御上神社参拝者、国道8号線利用者などたくさんの方が利用する場所です。そういう場所にある公衆トイレに落書きをしたことは多くの人が見ることを想定していたと考えられ、差別を拡散することになります。



(トイレ内の壁の落書き)

②「同和の〇〇(苗字)」を名乗り、また電話番号を書き、電話をするようにと読みとれる内容の落書きであり、〇〇が同和地区出身であることを知らしめようとする意図が強い落書きです。



(三上山登山者用公衆トイレ)

(2)集合住宅自転車置き場における差別落書き事件

2016年(平成28年)4月13日午前10時頃、市内の集合住宅自転車置き場の風除板(壁)の内側に、「エタ」(大きさ:縦約11.5cm、横約8cm)という差別落書きが発見されました。

*この事件から見えてくること

①現場には、防犯カメラが2箇所設置されていますが、

カメラは自転車置き場内を直接撮影できる方向には
む 向いていません。防犯カメラ設置を周知する掲示が
何箇所もされていることから、集合住宅住民以外の
ひと 人による落書きと考えられます。

②道路沿いの自転車置き場の内壁への差別落書きであることから、不特定多数の人に見せることが目的と
受け止められます。

③「エタ」とは近世の賤民身分の呼び名で、漢字では「穢
た 多」と表記され、「ケガレが多い」という意味からして
さ べき 差別性が最も強い言葉です。また、これは意図的で
か ことば ないと書けない言葉であり、基本的人権そのものを
ひ てい 否定し、侵害する「差別語」で決して許されるものではありません。



2. 事件の背景

今回の差別落書き事件については、書いた人が分からぬいため、その理由を明らかにはできません。しかし、近年、大きな社会問題となっているヘイトスピーチ(※)と同様に、社会への不満やうつ憤を晴らしたいという思いがあるものと考えられます。多くの人が利用するトイレや市内同和地区の近くの集合住宅自転車置き場で事件が発生したことに強い怒りを感じます。

また、書いた人自身が部落差別意識を地域社会や家庭から植えつけられたかはわかりませんが、部落差別をはじめ様々な差別が存在する社会の中で差別意識が強くなつたものと考えられます。このことから、差別問題は重大な社会問題であり、社会的犯罪であるということが地域社会や家庭に根づいていないことが事件の背景にあると言えます。

※ヘイトスピーチ…特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動

3. 差別落書きをなくすために

差別落書きは、差別意識や偏見を拡大させる大変悪質な行為です。人の心を傷つけるだけでなく、新たな差別意識を植えつけるなど、人権をひどく侵害するものです。差別落書きをなくすためには、市民一人ひとりが人権尊重の重要さを理解するとともに、差別を自分の問題と認識し、「差別落書きは悪質な行為であり、絶対に許さない」という強い意志のもと、地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。

そのためには、

①「差別とは何か」を理解することです。

差別とは、思いこみや偏ったものの見方・考え方によって、人間の尊厳を傷つけたり、仲間外しをしたりすることです。

②差別の不当性・犯罪性をしっかり認識することです。

差別は、等しく幸せに生きたいという誰もがもつ願いを一方的に奪います。

③自分自身が差別者になりうることを自覚することです。

酒酔い、けんか、共同行動、役員選び、就職のとき等、利害や感情がからんだとき、人々はときとして差別者に転落します。結婚が「部落差別の最後の壁」と言われるのはそのことなのです。

のために、同和問題(部落差別)や人権問題をしっかり学習する必要があります。

④差別をなくすために、自分のできることから始めることが大切です。

差別をしない・させない・許さない人間になることです。そのためには、まず自分が変わることです。

私たちの身近にある差別・不合理に気づく力を養い、行動につなげていくことが大切です。

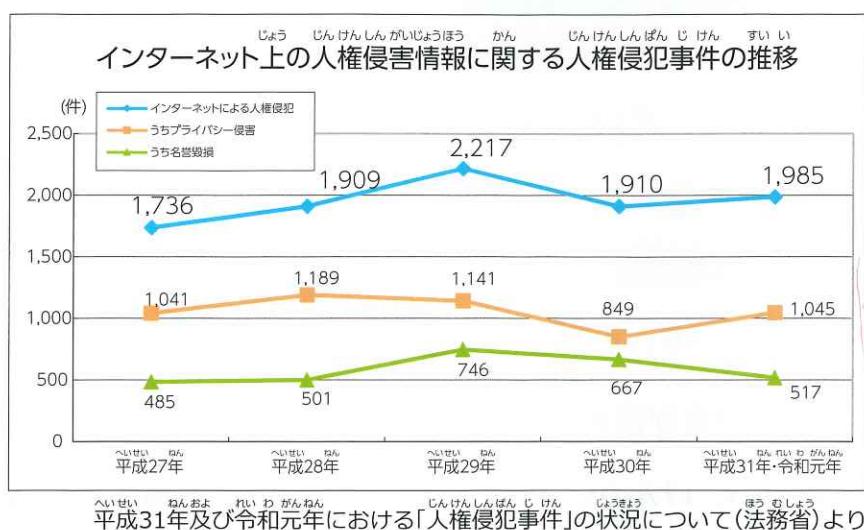
※同和問題は、日本社会の歴史上つくられた身分差別により、一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

4. インターネットへの差別的な書き込み

インターネットの普及により、これを悪用した行為(他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み)が増えています。これは重大な人権侵害です。

インターネットへの差別的な書き込みは、差別意識や偏見を助長・拡大させる極めて悪質な行為です。また、書き込みは削除したら済むものではなく、人の心を深く傷つけるもので、落書きと同じで決して許されるものではありません。

インターネットで情報
を発信する際には、常に
ネットの向こう側にいる
多くの人の人権を尊重す
ることを心がけましょう。



落書きは犯罪です！

「落書き」は、法律等に基づき罰せられる犯罪です。また、落書きの内容が特定の個人を傷つけるものであれば、訴えられることもあります。

差別落書きを見つけたら

差別落書きを発見しても、放置しておけば、それを見た人に新たな差別意識を植えつけることになります。

差別落書きを見つけたら、すぐに野洲市役所(077-587-1121)へ連絡してください。

現在も差別発言などが発生しているほか、インターネット上で部落差別を助長するような内容の書き込みが行われている状況などを踏まえ、2016年(平成28年)12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

「部落差別解消推進法」(略称)の第1条では、次の内容が明記されています。

①現在もなお部落差別が存在すること

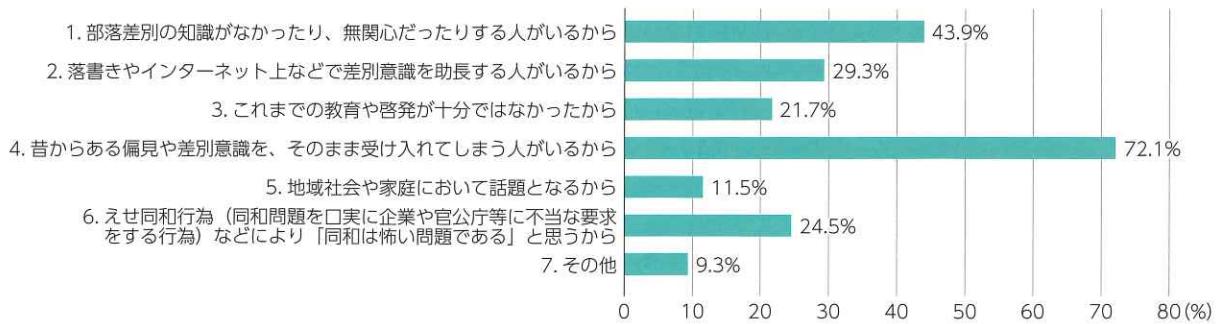
②部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること

③部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とすること

5. 市民意識調査より

2019年(令和元年)10月に実施された市民意識調査では、同和問題に関する質問について次のような結果になりました。

◆現在もなお、同和問題が存在するのはなぜだと思いますか。(○は3つまで)



部落差別が存在する原因是、「昔からある偏見や差別意識の受け入れ」が72.1%と最も多く、以下、「部落差別の知識や関心がない」が43.9%、「落書きやインターネット上などの差別意識の助長」が29.3%となっています。

現在もなお存在する差別の実態を知り、正しく学ぶことで、自らの人権感覚を高めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

おかしい！

やす ちゅう ねん
野洲中3年

わたし す ちいき さべつ かつどう しょうがくせい ころ さべつ
私の住んでいる地域は、差別をなくす活動をしています。小学生の頃から、差別
について考えたり話し合ったりしてきました。その活動をしているうちに、私は住
かんが はな あ かつどう わたし す
んでいる場所だけで差別する人がいることを思い出しました。

わたし しょうがくこう ねん とき おも わたし いえ ちか ある
それは、私が小学校3,4年の時のことだったと思います。私が、家の近くを歩いて
いちだい ていりゅうじょ と とき の ひとり
いると、一台のバスが停留所に停まりました。その時、そのバスに乗っていた一人
のおばあさんが、

さべつ きたな ところ おお こえ となり ひと い
「ここは差別されてるねん。汚い所やねん。」と大きな声で隣にすわっている人に言
いました。そこのバス停には、私の住んでいる地域の名前が書いてありました。

じっさい さべつ み なか よ ちいき おも
実際に差別されているところなんて見たことないし、みんな仲の良い地域だと思
うのに、汚いって言われたことにすごく腹が立ちました。そんなことを言う人がま
だいると思うと、とても残念です。住んでいる所やうまれた所などで差別されるの
はおかしいと思います。

けつこん じゅっしん い ひと けつこん い
また、結婚するときに出身を言うと、「〇〇の人とは結婚したらダメ」と言わされたと
いうことを聞きました。やっぱりおかしいと思うし、とても腹立たしいです。

おも ひと へ さべつ ひと ふ おも
だから、そんな思いをする人を減らし、差別をなくす人を増やしたいと思って、
これまでがんばって活動してきました。

いま さべつ かんが み ぢか さべつ し
今こうして差別について考えられるのは、身近に差別があると知ったこと、そして、
さべつ なか ま おも
差別をなくそうとする仲間がいたからだと思います。

さべつ で あ と じしん も い ひと すく おも
差別に出会ったとき、「止められる」と自信を持って言える人は少ないと思います
が、現実に差別があることをたくさん的人に知つてもらって、差別をなくす側になつ
てほしいと思います。

じぶん さべつ い き ひと ほんとう すく おも
「自分は差別していない」と言い切れる人も、本当に少ないのでしょうか。
わたし じしん い き ひと ほんとう すく おも
私自身も、言い切ることはできません。もしかしたら、自分が気づかないうちに誰
かを傷つけているかもしれないし、ほんの一言で悩ませているかもしれません。そ
う思うと、人の気持ちをわかって行動しないといけないと思います。

わたし さべつ し さべつ さべつ い さべつ
私は、差別を知る、差別をしない、差別はいけないと言える、差別をなくしていく
なかま おも
仲間をつくっていきたいと思っています。

じかん さべつ なかま ふ さべつ
時間がかかったとしても、差別をなくす仲間をたくさん増やして、いつか差別の
ない社会がつくれたらいいなと思います。皆さんにも、差別をなくす仲間になつて
ほしいです。

ねんど へいせい ねんど じんけんさくひん
2015年度(平成27年度)人権作品

さくぶん ぶらくさべつ ねんど へいせい ねんど じんけんさくひん
この作文は、部落差別をテーマにした2015年度(平成27年度)の人権作品です。地区別懇談会などでご活
用ください。